

1 業務名

久米正雄所蔵フィルム修復に係る報告書・パンフレット・動画制作業務

2 業務目的

こおりやま文学の森資料館で所蔵する久米正雄が約 100 年前に撮影した映像フィルムについて、令和 2 年度に本市と公立大学法人横浜市立大学が「こおりやま文学の森資料館 所蔵フィルム修復に係る協定」（以下「連携協定」という。）を締結し、修復作業を進めてきたところである。その修復により、文学的価値が高い映像が新たに多数発見されたことから、それらの修復の成果を連携協定の成果としてまとめるとともに、それらの価値を分かりやすく広く周知し、市民が本市にゆかりのある文豪の活動や功績を知る機会を提供することで、自分の住むまちへの愛着を深め、誇りや関心を持つきっかけとすることを目的とする。

3 業務内容

以下のとおり制作するものとし、仕様及び制作部数は下表のとおりである。

- (1) 連携協定に基づき得られた成果をまとめた報告書の制作
- (2) 連携協定に基づき修復された映像及び久米正雄の活動・功績を紹介するパンフレットの制作
- (3) 連携協定に基づき修復された映像及び久米正雄の活動・功績を紹介する動画の制作

制作物	概要	仕様	制作数
成果報告書	連携協定の成果をまとめた報告書	A4 サイズ/計 8 ページ マットコート紙/フルカラー	300 部
パンフレット	文学的価値を広く周知するための冊子	B5 サイズ/計 16 ページ マットコート紙/フルカラー	3,000 部
動画	文学的価値を広く周知するための動画	—	短編版（ティザー） 15 秒程度 概要編 3 分程度 本編 15 分程度

※仕様における紙の種類についてのみ、参考で記載しているため、他の種類の紙を使用した提案を妨げるものではない。

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 制作にあたっての条件

- (1) 全体

本業務を進めるにあたっては、発注者のほか、連携協定の締結先である公立大学法人横浜市立大学の内容確認を得る必要があることから、発注者において、公立大学法人横浜市立大学との調整を

行いながら、進めるものとする。

なお、公立大学法人横浜市立大学の担当窓口は、「国際教養学部 教授 庄司達也氏」であり、発注者が連絡調整を行うものとする。

## (2) 編集等

報告書やパンフレットに記載する記事の内容（文言や説明文）については、専門性の高い文学的内容であるため、発注者においてファクトチェックを行うものとする。

また、動画の編集については、粗編集、本編集、ナレーションの録音の各段階において、発注者へテスト動画（試写用の動画）を提供し、内容について、市の承諾を得ること。

## (3) 全体監修

パンフレット及び動画の制作においては、特に高度かつ専門的な文学的知見が必要となるため、「横浜市立大学国際教養学部 教授 庄司達也氏」及び久米正雄の研究者であり、当該分野の第一人者である「日本大学経済学部 教授 山岸郁子氏（以下「山岸教授」という。）」に、ファクトチェックも含めた全体監修への協力をいただくこととしている。

なお、本業務の費用には、山岸教授に対する監修業務費（10万円）を含んでおり、監修業務完了後に受注者から山岸教授へ支払いを行う必要があることに留意すること。

## (4) その他

ア 写真や映像等を使用する場合は、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。以下同じ。）等の侵害をすることのないよう、必要な費用の負担及び使用許諾契約等、十分に確認を行うとともに、自らの責任において、利用すること。

イ 提案者が、業務の過程において必要とする行政の施策に関する図書や写真、映像等の関係資料の貸与が必要となった場合については、発注者と別途協議すること。

ウ 本業務で制作した成果報告書、パンフレット及び動画の完成作品の著作権は、発注者に帰属する。

なお、本業務で制作した動画は、発注者の所有する施設で放映することを想定していることから、著作権等の必要な措置を全て講じた上で、制作するものとする。

エ 全ての制作物及び制作のため発注者が提供した修復フィルムの映像並びに画像については、発注者の事前承諾なしに一切使用、公表してはならない。使用、公表を希望する場合は、事前に発注者に対し、文書にて依頼を行い、承諾を得た後に対応すること。

## 6 企画提案

以下のとおり、成果報告書、パンフレット及び動画の概要を示すとともに、各制作物の構成項目を別紙の内容を検討していることから、企画提案にあたって参考とすること。

なお、別紙はあくまで構成項目の大枠を示すものであり、他に有効又は効果的な構成がある場合は、その提案を妨げるものではないことに留意すること。

また、事業概要に係る参考資料として、令和7年度に発注者が制作した、別紙「久米正雄撮影フィルム修復事業 久米正雄が捉えた文豪たちの知られざる素顔」の内容を提供することとする。

### (1) 成果報告書

業務目的を踏まえ、連携協定に基づく成果を示すものであることから、写真や画像の使用は必要最小限に留め、取組みによって得られた成果や事実を誤ることなく伝える制作物であるものとする。

よって、成果報告書の制作においては、受注者に対し、独自にテーマを設定することや報告書の

記載内容（文言や説明文）について提案をすることは求めている点に留意すること。

ア 成果報告書に記載する内容（文言や説明文）は、発注者が作成する。受注者においては、報告書のデザイン及び文言や説明文、写真等のレイアウトのイメージを提案し、検討・制作すること。

イ ファクトチェックは、発注者が行う。受注者は、報告書に記載する内容の誤字脱字等のチェックを行うこと。

ウ 成果報告書については、連携協定の締結先である公立大学法人横浜市立大学においても、執筆する部分があるため、原稿提供や執筆内容の確認等、発注者において、公立大学法人横浜市立大学との連絡調整を行うものとする。

エ 3業務内容に記載のとおり、紙の種類でマットコート紙としているが、この点は参考で記載しているものであることから、サイズやページ数、用途等を踏まえ、最も効果的な紙の種類がある場合は、提案することは妨げない。

オ 校正は、4回行うものとする。

カ 成果報告書の制作にあたり、公立大学法人横浜市立大学の内容確認を得る必要があるが、山岸教授の監修は不要である。

## (2) パンフレット

久米正雄所蔵フィルムの修復によって得られた映像等を活用し冊子とすることで、その文学的価値や久米正雄の活動及び功績等を広く市民に伝える制作物であるものとする。

内容は、中学生が見ても容易に理解できるレベルを想定しており、理解度を高めるため、見やすさやデザイン性を重視するものとする。

ア パンフレットに記載する内容（文言や説明文）は、発注者が作成する。受注者においては、文言や説明文の配置、使用する写真や画像も含めた、レイアウト及びデザインのイメージを提案し、検討・制作すること。

イ レイアウトやデザインを検討する上で、記載する内容（文言や説明文）のボリュームを調整したい場合は、発注者に協議すること。ただし、協議に基づき、記載する内容（文言や説明文）を加除修正（案）を確認した結果、事実誤認又はそれを招くような恐れのある表現となる場合は、受注者からの協議に同意しない場合がある。

ウ ファクトチェックは、発注者が行う。受注者は、パンフレットに記載する内容の誤字脱字等のチェックを行うこと。

エ 校正は、4回行うものとする。

なお、校正時に、山岸教授への監修を受けることを想定しており、原稿送付や内容確認等の連絡調整は、発注者において行う。

オ 提案上限金額の範囲内で独自の提案をすることは可能であるため、受注者は、本業務を実施する上で、追加業務等が必要となる場合は提案すること。

なお、この場合において、追加提案及び業務に係る費用は、受注者の負担とする。

## (3) 動画

久米正雄所蔵フィルムの修復によって得られた映像等を動画にすることで、その文学的価値や久米正雄の活動及び功績等を広く市民に伝える制作物であるものとする。

内容は、中学生が見ても容易に理解できるレベルを想定しており、理解度を高めるため、間延びする演出や構成は控え、最後まで飽きずに見られる動画であることを重視するものとする。

ア 制作する動画の本数は、3本とする。

ただし、より理解度を高めるために有効な提案がある場合は、本数を増減させる提案は妨げない。

イ 短編版動画（以下「ティザー動画」という。）として15秒程度のものを1本、概要編として3分程度のものを1本、本編として15分程度のものをそれぞれ制作する。

ウ ティザー動画については、15秒程度のものを想定しているが、より理解度を高めることに寄与するものである場合は、発注者との協議により、30秒までを上限とすることは可能とする。

エ 概要編動画については、3分程度のものを想定しているが、より理解度を高めることに寄与するものである場合は、発注者との協議により、時間数の増減させることは可能とする。

オ 本編動画については、15分程度のものを想定しているが、より理解度を高めることに寄与するものである場合は、発注者との協議により、時間数の増減させることは可能とする。

カ 理解度を高めるため、庄司教授及び山岸教授による解説（又はナレーション）を入れることを想定しているが、より効果的な解説等がある場合は、提案すること。

キ 受注者からテスト動画の提出時に、山岸教授の監修を受けることを想定しており、動画送付や内容確認等の連絡調整は、発注者において行う。

ク タレント、YouTuber、俳優、キャラクター等の活用は不要である。

ケ 校正は、4回行うものとする。

コ 提案上限金額の範囲内で独自の提案をすることは可能であるため、受注者は、本業務を実施する上で、追加業務等が必要となる場合は提案すること。

なお、この場合において、追加提案及び業務に係る費用は、受注者の負担とする。

## 7 成果品及び完了検査

以下のものを成果品として納品すること。また、納品時に完了検査を受けること。

納品先は、郡山市文化スポーツ観光部文化振興課（郡山市役所本庁舎5階）とする。

制作物	成果品	特記事項
成果報告書	報告書 300部 報告書の電子データ（編集可のもの） 1点 報告書の電子データ（編集不可のもの） 1点 報告書に使用した写真や画像等データ 1式	全てのコンテンツを収めたDVD（又はHDD）
パンフレット	パンフレット 3,000部 パンフレットの電子データ（編集可のもの） 1点 パンフレットの電子データ（編集不可のもの） 1点 パンフレットに使用した写真や画像等データ 1式	全てのコンテンツを収めたDVD（又はHDD）
動画	短編版動画（MP4形式） 1式 概要版動画（MP4形式） 1式 本編動画（MP4形式） 1式 サムネイル画像（JPEG形式、原則1MB以上） 5点 動画制作時に使用した画像等データ 1式	全てのコンテンツを収めたDVD（又はHDD）

※その他業務で生じた成果品がある場合は、併せて納品すること。

## 8 その他留意事項

(1) 受注者は、業務全体を管理・統括する業務責任者を選任し、発注者にその者の職及び氏名を通知すること。これらの者を変更する場合も同様とする。業務における一切の事項を処理するものとする。

なお、発注者との連絡は、原則として、業務責任者を通して行うこと。

(2) 業務の実施に関し、発注者からの指示及び指摘事項並びに修正部分については、速やかに対処すること。

(3) 受注者は、発注者の求めにより、随時業務の報告を行うとともに、作業の進捗について、打合せを行うこと。

なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

(4) 契約期間終了後であっても、成果品等に誤り等が発見された場合は、受注者は自らの責任と負担により速やかに修正等の対応を図るものとする。

(5) 業務実施にあたり、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない、契約期間終了後も同様とする。

(6) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、この限りではない。

(7) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。

(8) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。